

参酌すべき基準	基準（案）	基準（案）の根拠等
都市公園法・都市公園法施行令 (昭和31年4月20日法律第79号)(昭和31年9月11日政令第290号)	流山市都市公園の設置及び公園施設の設置の基準を定める条例（案）	
	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第3条及び第4条の規定により、市が設置する都市公園及び公園施設(法第5条第1項の規定による許可を受けた者が設置するものを含む。以下同じ。)の設置基準を定めるものとする。</p>	
	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)の例による。</p>	
<p>(住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</p> <p>令第一条の二 一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とする。</p>	<p>(市の区域内に居住する者1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</p> <p>第3条 市の区域内に居住する者1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市の市街地の都市公園の市街地の区域内に居住する者1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。</p>	<p>流山市緑の基本計画(平成18年3月策定)において市域の都市公園の住民1人当たりの目標水準を10.0㎡以上としているので、この目標値を採用する。 参酌すべき基準値と同じ。</p>
<p>(地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準)</p> <p>令第二条 地方公共団体が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて当該市町村又は都道府県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。</p>	<p>(都市公園の配置及び規模の基準)</p> <p>第4条 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。</p>	<p>都市公園の配置の方針としては、流山市においても政令に記されているように、公園の特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ防災、避難等災害の防止に資するよう考慮することを旨とする。</p>

参酌すべき基準	基準（案）	基準（案）の根拠等
<p>一 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準として定めること。</p>	<p>（１）主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準として定めること。</p>	<p>「街区公園」の配置方針及び面積の標準については、流山市内で施行中のＴＸ沿線土地区画整理事業においても政令にある従来からの規定を規範としているので、参酌基準を採用する。</p>
<p>二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準として定めること。</p>	<p>（２）主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準として定めること。</p>	<p>「近隣公園」の配置方針及び面積の標準については、流山市内で施行中のＴＸ沿線土地区画整理においても政令にある従来からの規定を規範としているので、参酌基準を採用する。</p>
<p>三 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、四ヘクタールを標準として定めること。</p>	<p>（３）主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、四ヘクタールを標準として定めること。</p>	<p>「地区公園」の配置方針及び面積の標準については、同じ住区基幹公園である「街区公園」及び「近隣公園」との体系的な配置に資するよう同じく参酌基準を採用する。</p>
<p>四 主として<u>一の市町村の区域内に居住する者の</u>休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び<u>一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは</u>、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。</p>	<p>（４）主として<u>市内に居住する者の</u>休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。</p>	<p>「総合公園」及び「運動公園」の配置方針を面積についての規定は、政令にある従来からの規定の内容が流山市にとっても適しているため、これを採用する。</p>

参酌すべき基準	基準（案）	基準（案）の根拠等
<p>2 地方公共団体が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。</p>	<p>2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。</p>	<p>公害は災害の防止を目的とする都市公園、「風致公園」、その他動植物の生息地又は生育地である樹林地帯の保護を目的とする都市公園等の配置方針と面積の規定については、政令にある従来からの規定の内容が流山市にとっても適しているので、これを採用する。</p>
<p>（公園施設の設置基準） 法第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。</p>	<p>（公園施設の設置基準） 第5条 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。</p>	<p>法第4条第1項のただし書きで超過できる建ぺい割合の場合を除く建ぺい限度は、「街区公園」の公園敷地にもトイレが建築できる可能性を確保することを考慮すると、同法同条同項で参酌提示されている基準である100分の2が適当と判断される。</p>

参酌すべき基準	基準（案）	基準（案）の根拠等
<p>（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等） 令第六条 法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合、次に掲げる場合とする。</p>		
<p>一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合</p>		
<p>二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合</p>		
<p>イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物</p>		
<p>ロ 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物</p>		

参酌すべき基準	基準（案）	基準（案）の根拠等
八 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物		
三 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合		
四 仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前三号に規定する建築物を除く。）を設ける場合		
2 地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項 ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項 本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。	2 市の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項 ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。	流山市の都市公園においては、すでに体育館や図書館が建設されている公園があり、この先もこの状態は続くのに加え、防災倉庫の建築の必要性も高まっているので、これらの建築物による、建ぺい限度を都市公園の敷地面積の100分の10まで超過を許容する参酌基準を適用する。
3 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項 ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として同項 本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。	3 市の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項 ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。	流山市の都市公園では、現在のところ政令第6条第1項第2号に規定する建築物をとり込んだ都市公園整備の予定はないが、今後当該建築物を包含する都市公園整備を行う可能性に配慮して、都市公園の敷地面積の100分の20まで超過を許容する参酌基準を適用する。
4 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項 ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項 本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。	4 市の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項 ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。	流山市の都市公園では、現在のところ政令第6条第1項第3号に規定する建築物は存在しないが、今後当該建築物を設置する都市公園が出現する可能性に配慮して、政令に規定する限度を基準として規定する。

参酌すべき基準	基準（案）	基準（案）の根拠等
<p>5 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項 ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として同項 本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p>	<p>5 市の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項 ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として第1項又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p>	<p>政令第6条第1項第4号に規定する仮設公園施設としての建築物による都市公園敷地に対する建ぺい割合の超過分は参酌基準の100分の2が適当と判断される。</p>